

岩手県告示第83号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成29年2月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 滝沢市大釜吉水98番1の一部、98番2、98番3、99番1、99番3、99番4、99番5、99番6、99番7、102番、103番1及び103番10並びに吉清水101番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 盛岡市肴町2番28号 医療法人巖心会